

## 石川県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における施設内療養費の概要

### 1 対象事業所・施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

### 2 助成の要件

以下の（１）及び（２）の要件に該当すること。

- （１）施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （２）施設内療養時の対応の手引きを参考に、申請書に添付のチェックリストの各項目を実施した高齢者施設等であること。

### 3 助成額

#### （１）令和４年４月１日～令和４年９月３０日までに施設内療養者となった者

##### ①基本補助

入院しなかった方：15万円

入院した方：入院するまでの療養日数×1万円（最大15万円）

##### ②追加補助

定員29人以下の施設：2名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

定員30人以上の施設：5名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

（1人につき最大15万円、定員29人以下の施設は最大200万円、定員30人以上の施設は最大500万円）

#### （２）令和４年10月１日～令和４年12月31日までに施設内療養者となった者

##### ①基本補助

施設内療養者1人1日あたり1万円

発症日を含めて10日間まで、かつ、症状軽快後72時間経過まで

（発症日から最大15日）の方を本事業の施設内療養者とする

##### ②追加補助

定員29人以下の施設：2名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

定員30人以上の施設：5名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

（1人につき最大15万円、定員29人以下の施設は最大200万円、定員30人以上の施設は最大500万円）

(3) 令和5年1月1日～令和5年5月7日までに施設内療養となった者

①基本補助

施設内療養者1人1日あたり1万円

発症日を含めて10日間まで、かつ、症状軽快後72時間経過まで

(発症日から最大15日)の方を本事業の施設内療養者とする

無症状感染者は検体採取日から7日間までの方を当該事業の施設内療養者とする

②追加補助

定員29人以下の施設：2名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

定員30人以上の施設：5名以上の施設内療養者がいる日、1人1日1万円

(1人につき最大15万円、定員29人以下の施設は最大200万円、定員30人以上の施設は最大500万円)

(4) 令和5年5月8日～令和5年9月30日までに施設内療養となった者

3(4)と同様

ただし、補助の対象となるのは、国から追加された補助要件(※)を満たしている事業所・施設に限る。

※ 県から別途照会のあった、補助要件チェックリスト(要綱の最終ページに掲載)の全項目を、その照会の回答期限までに全て○または△と回答した施設であること  
→令和5年3月31日付け石川県健康福祉部長寿社会課長事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制にかかる調査について」

(5) 令和5年10月1日以降に施設内療養となった者

①基本補助

施設内療養者1人1日あたり5千円

発症日を含めて10日間まで、かつ、症状軽快後72時間経過まで

(発症日から最大15日)の方を本事業の施設内療養者とする

無症状感染者は検体採取日から7日間までの方を当該事業の施設内療養者とする

②追加補助

定員29人以下の施設：4名以上の施設内療養者がいる日、1人1日5千円

定員30人以上の施設：10名以上の施設内療養者がいる日、1人1日5千円

(1人につき最大7万5千円、定員29人以下の施設は最大200万円、定員30人以上の施設は最大500万円)

ただし、補助の対象となるのは、国から追加された補助要件(※)を満たしている事業所・施設に限る。

※ 県から別途照会のあった、補助要件チェックリスト(要綱の最終ページに掲載)の全項目を、その照会の回答期限までに全て○または△と回答した施設であること  
→令和5年3月31日付け石川県健康福祉部長寿社会課長事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制にかかる調査について」